

射水市こども条例

こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現をめざして

こどもの権利って？

「こどもの権利条約」では、世界中のすべてのこどもたちが、幸せに健やかに育つためにもって
いるさまざまな権利が定められているよ。



射水市では、「こどもの権利条約」の考え方をもとに、
「射水市こども条例」がつくられているよ。

1. いのちと健康が守られること

2. 安心して生きること

例えば、差別、虐待、体罰、いじめ等を
受けないこと。

3. 悪い環境から守られ、困った ときには、助けを求めることが できること

4. 自分らしく生きること

例えば、個性が大切にされること、
プライバシーが守られること、ゆとりを
もって自分のペースで過ごすこと。

5. 育つこと

例えば、適切な生活習慣を身に付けること、
遊び、文化芸術、スポーツ等に取り組むこと。

6. 自分自身の考えをもって の 述べること

おとなは、あなたの考えを十分に聞き、
あなたにとってどうすることがいちばんよい
のかを考えます。

7. 表現すること、仲間をつくって 集うこと

ただし、他人を傷つけたり、迷惑をかけたり
してはいけません。



あなたは、世界にたった一人の大切な人。

あなたは、夢や希望に向かって自分らしく生きていくことができます。

そんなあなたの成長をおとなが支えます。

あなたにできることは？

家族を大切に
する

友だちと
なかよく
したいな

いじめや差別を
なくす

社会のきまりを
まも
守る

自分の行動に
責任をもつ

困ったときは

つらいことがあったら、家族、友だち、先生など、話せる人に相談しよう。

もし、だれにも相談できなかったら、市の相談窓口を使ってみてください。



主な相談窓口

子どもの悩み総合相談室（あんしんルーム）

☎0766-52-3122

✉ kodomo-soudan@city.imizu.toyama.jp

教育センター 教育相談室

☎0766-82-1678

✉ kyoiku-soudan@imizu.ed.jp

子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」

☎0766-55-2799

✉ palette.npo@gmail.com